パラメータ発明に関する拒絶理由への対応策
― 中国審査実務の整理と日本実務との比較検討（修正版）―

作成日：2026 年 11 月 4 日（修正版）
基礎資料：「中国審査実務におけるパラメータ発明に関わる拒絶理由への対応策」（朱丹・王銘浩、原稿受領 2026.2.13）

Perplexity

1. はじめに

本稿の基礎資料は、中国の審査実務におけるパラメータ発明（組成・構造だけでは明瞭に限定しきれず、物性値や数式等のパラメータで限定した発明）について、近時の無効審決・最高裁判決を踏まえ、明瞭性・新規性・進歩性・実施可能要件・サポート要件という主な拒絶理由への対応策を整理したものである。中国では「知的財産強国建設要綱（2021～2035 年）」等の政策の下で審査品質向上が強調されており、原論文の著者は、パラメータ発明について拒絶理由への応答時に十分な理由説明を求める運用が強まっていると指摘する。

本資料では、まず中国実務の整理（2 節）を行い、続いて日本の審査基準・主要判例と対比し（3 節）、要件別の比較一覧（4 節）と日中の明細書作成上の実務的示唆（5 節）をまとめる。

【出典の区分】本資料における中国の個別審決・判決の事実関係は、主として原論文の記載に基づく事例紹介であり、全事件の決定原文及びその後の行政訴訟の帰趨まで確認したものではない。審査指南・司法解釈・日本の審査基準等の法的ルールについては、日本特許庁・中国国家知識産権局（CNIPA）・最高人民法院の公開資料で確認した箇所を参考資料に区別して記載する。また、本資料の記載には、審査基準・法制度上の要件と、個別事件に基づく判断例、原論文の著者による予防的な推奨とが含まれるため、各所でその性質を明記した。

2. 中国実務の整理――主な拒絶理由と対応策

2.1 保護範囲の明瞭性

中国審査指南（第 2 部分第 2 章 3.2.2 節、第 10 章 4.3 節）は、パラメータ特徴で限定する場合、当業者が明細書の教示又は技術分野の慣用手段に基づいて「明確かつ確実に特定できるもの」でなければならないと規定する。原論文によれば、実務上は「明細書においてパラメータの測定方法が、当業者が正確に測定できる程度まで記載されているか」を検証して判断される。

- 原論文の指摘：平均粒子径等の慣用パラメータでも定義が複数ある場合は、定義を明記しないと保護範囲が不明瞭とされる。自己定義パラメータについては、定義・測定方法の明確な記載が必須である。
- （原論文に基づく事例）無効審決第 53229 号（2022）：「バリ長さ 5mm 以下」の限定について、パラメータの定義が明細書と図面で不合致であり、かつ測定条件の意味が確定できないとして不明瞭と認定。
- （原論文に基づく事例）無効審決第 564757 号（2023）：GB 規格による測定方法まで記載されていた休止角の限定が、サンプリング範囲・温湿度依存を理由に不明瞭と認定。ただし原論文の著者は、当該 GB 規格にはサンプリング方法・5 回測定の平均値・温湿度条件が規定されていることを挙げ、当該審決の理由付けに承服できない点があると述べるとともに、標準規格による測定を肯定した無効審決第 584505 号（2025）との差異も指摘している。本件は「規格に従っても不十分」という一般的傾向ではなく、個別審決の判断に争いがあり、測定方法の具体性と反論資料（例：第 584505 号の意見）の検討が重要となる例として位置付けるのが原論文に忠実である。
- 対応策：明細書の文脈から技術的意味・測定方法を確定できるとの主張、困難な場合は公知常識性証拠の提供。出願時に定義・測定方法を明確に記載することが原論文の推奨する第一の手段である。

2.2 新規性

審査指南第 2 部分第 3 章 3.2.5 節は、パラメータ特徴で製品を区別できない場合には引例の製品と同一と推定し新規性なしと判断すると規定する（化学分野の第 10 章 5.3 節も同旨）。原論文によれば、実務ではパラメータ限定以外の技術特徴が引例に開示され、かつ原料・加工プロセスが類似する場合に同一と推定する判断が行われる。

- （原論文に基づく事例）無効審決第 560904 号（2023）：固有粘度に影響する因子（分子量・分子鎖状態）を詳細に分析し、原料の二価フェノール構造の相違から「同一と確認できない」として新規性を肯定——進歩性・明瞭性判断と同様、厳密な技術的分析が行われた例。
- （原論文に基づく事例）無効審決第 584361 号（2025）：パラメータ限定（金属間化合物の体積密度・面密度）を実現する主な技術手段（冷却速度）が引例に開示されているとして新規性主張を否定。
- （原論文の推奨に基づく対応策）特定事例を踏まえた有効な実験設計として、組成・構造は範囲内だが加工工程の違いでパラメータ範囲外となる比較例を設定し、パラメータ限定の「限定作用」を主張する方法が紹介される（すべての発明で必須の要件ではない）。引例の製品が本発明と同一パラメータを有しないことの追加比較例の補足提出も、応答コストを度外視すれば可能とされる。

2.3 進歩性

中国の審査指南は、いわゆる三歩法を規定する。正式な整理では、①最も近い従来技術の確定、②相違する特徴の確定及びその特徴に基づき発明が実際に解決する技術課題の確定、③当業者にとって自明であるか否かの判断（技術示唆の有無を含む）である。原論文によれば、

パラメータ限定が相違点となる場合に困難となるのは「パラメータ限定と技術効果との関連性の確認」（第②ステップ）であり、明細書からパラメータ限定による技術効果を確定できない場合、実際の技術課題が「類似の製品の提供」に留められることがあると指摘する。

- （原論文に基づく事例）無効審決第 561926 号（2023）：調味料の pH 値 3.0～4.6 の限定について、pH 値と「保管後の香気保持」効果との関連を明細書から確認できず、範囲外の比較例も実験データもないとして進歩性を否定。
- （原論文に基づく事例）無効審決第 564483 号（2024）・第 587759 号（2025）：パラメータ限定と組成特徴との組合せを一体の技術手段として認定するための十分な証拠がないとして進歩性を否定。原論文は、組成要件を満たすがパラメータ限定を満たさない比較例、およびその逆の比較例を設定する実験設計を、有本事例を踏まえた有効な対応として紹介する。
- 補足実験データ：原論文は、追加比較例の補足は通常審査で参酌されるが、技術効果を証明する実験データの補足は厳しく制限され、証明力も当初明細書の記載に及ばないと指摘する（詳しくは 3.5 節）。

2.4 実施可能要件・サポート要件

（原論文に基づく事例）無効審決第 563221 号（2023）は、欠けている技術的手段が発明構想の肝心な内容に該当し、技術常識と明細書の記載に基づいても実施できず課題・発想を完成できない場合に実施可能要件違反となると判断した（リチウムイオン電池：理想条件下で導出された計算式で表される要件について、肝心な熱伝導の技術手段の記載欠如・実験データなしとして完全無効）。

- 最高人民法院の司法解釈（「特許権の権利化又は権利確認に関する行政訴訟の審理における法律適用の若干の問題に関する規定（一）」2020 年 9 月 12 日施行）は、①請求項に規定の技術的手段を実施できないこと、②実施しても課題を解決できないこと、③課題解決の確認に過度の試行錯誤を要することを、実施可能（十分な開示）要件不充足の状況として挙げる。
- （原論文に基づく事例）無効審決第 567371 号（2024）：相互に相関する粒径パラメータを同時に制御して所望値とする方法を当業者が理解できないとして違反認定。一方、無効審決第 50123 号（2021）では、独立したパラメータがいずれも一般的であれば、具体的工程の記載がなくても当業者の能力を超えるものではないと判断。本事例群の中心的問題は「独立に制御できないこと」それ自体ではなく、複数条件を同時に達成する技術的手段を当業者が明細書等から理解できるかにある。
- （原論文に基づく事例）サポート要件について、(2023)最高裁知行終第 37 号はスロット隙間面積の割合 K に上限が特定されず課題を解決できない内容を含むとして不充足、同第 1083 号は撓み量の積 A×B の請求範囲が実施例のカバー範囲から過度に拡張されているとして不充足と判断。
- 数値範囲の上下限：原論文は、数値範囲の上限・下限の明確な記載が紛争予防上は最善と推奨しつつ、明記しない場合でも当業者が実施例に基づいて上下限を容易に特定できる合理的な技術的理由を示す余地を認めている（審査段階で認められても訴訟段階で認

められないリスクがある点に注意）。「上下限の明記が絶対の要件」とする整理は避けるべきである。

- （原論文に基づく事例）無効審決第 586177 号（2025）：発明全体の効果（課題そのもの）を反映する性能パラメータを構成要件としたクレームについて、「効果特徴」として課題解決の前提条件とみなされ、組成特徴で特定される実施態様のすべてが効果を達成できると推認できないとしてサポート要件不充足。原論文の著者は当該審決を踏まえ、発明全体の効果を反映する性能パラメータを構成要件とすることに慎重な対応を推奨するが、これは中国の特定の審決を踏まえたリスク回避の提案であり、性能パラメータの使用自体を一般に否定するものではない。

2.5 原論文の統計とその評価上の注意

原論文が商用データベースにより行った概括的集計の結果は次のとおりである。

集計区分	前期	後期	注意点
パラメータ限定かつ新規性・進歩性をキーワードとする無効審判	全部無効 約 42%（2000～2020 年）	全部無効 約 56%（2021～2025 年）	商用データベースによる概括的集計（データ欠如の可能性あり）、全部無効の割合
実施可能要件が無効理由に含まれる無効審判	118/373 件＝31.6%（1992～2021 年）	52/131 件＝39.7%（2022～2024 年）	完全（全部）無効の件数を集計
サポート要件が無効理由に含まれる無効審判	506/1,165 件＝43.4%（1992～2021 年）	233/438 件＝53.2%（2022～2024 年）	完全無効と一部無効の合計を集計

評価上の注意：これらの集計では、対象案件の無効割合が後期に高くなっている。ただし、原論文自身が商用データベースのデータ欠如の可能性と概括的な統計手法であることを認めており、また集計上は実際にどの無効事由により無効となったかを区別していない（実施可能要件・サポート要件とされた案件でも、無効の原因が進歩性等であった可能性がある）。さらに集計期間・件数の規模も異なる。したがって、これらは実務上のリスクを検討する参考にはなるが、「実施可能要件違反による無効率が上昇した」「サポート要件の審査厳格化が統計で証明された」とまではいえず、審査基準の厳格化を直接実証する統計ではないことに留意が必要である。

3. 日本の審査実務との対比——日本側の基準と判例

3.1 明確性要件（特許法 36 条 6 項 2 号）

日本の審査基準（第 II 部第 2 章第 3 節 2.）は「ある具体的な物や方法が請求項に係る発明の範囲に入るか否かを当業者が理解できるように記載されていること」を要求する。パラメータ発明では、物性値や数式の定義・測定方法・測定条件を当業者が理解できるように記載することが要される。測定方法が複数あって結果に有意差があるのに特定されていない場合、侵害の帰結にも不利に働き得る（東京地判平成 15 年 6 月 17 日「マルチトール含蜜結晶事件」では、特定の測定方法を明細書で明示しない以上、公知のいずれの方法で測定しても数値を充足しない限り侵害にならないとされた）。「パラメータの定義と測定方法の明確な記載」が第一の関門となる点は、日中で共通する。

3.2 新規性（対比困難な場合の取扱い）

日本の審査基準では、パラメータ等の表現のため引用発明との厳密な対比が困難な場合の取扱いは、第 III 部第 2 章第 4 節「特定の表現を有する請求項等についての取扱い」の 2.2.2 に規定される（第 III 部第 2 章第 5 節は発明の新規性喪失の例外に関する節であり、本テーマの根拠条文ではない）。この場合、審査官は新規性（又は進歩性）が否定されるとの「一応の合理的な疑い」を抱いたときに限り、かつその疑いを拒絶理由通知の中で説明した上で、拒絶理由を通知する。出願人は、パラメータに影響する構造・組成・製造条件の相違の指摘や比較実験（実験成績証明書）等により反論でき、心証が変われば拒絶理由は解消する。引用文献に当該パラメータの記載がないことだけで新規性の有無が決まるわけではない。

中国の「区別できなければ同一と推定する」規則（2.2 節）と日本の当該取扱いとは、技術的な同一性の推認、およびそれに対する出願人の技術的説明・実験による反論が実務上重要となる点で共通する側面がある。ただし、拒絶理由通知の段階と最終判断の段階は区別する必要があり、両国の規定を「実質的に同じ構造」と断定することは避けるべきである。

3.3 進歩性

日本の審査基準（第 III 部第 2 章）は、パラメータ・数値限定を含む発明の進歩性を、主引用発明との相違点、課題、効果等を総合的に評価して判断する。相違点が数値限定の有無のみで両者の課題が共通する場合は、いわゆる数値限定の「臨界的意義」として、その数値範囲の内と外における効果の量的に顕著な差が求められる。他方、両者の課題が異なり、有利な効果が異質である場合には、臨界的意義を要しないとされている（同第 4 節 6.2）。したがって、臨界的意義は全てのパラメータ発明に一律に要求されるものではない。

また、特許庁が公表した「審判実務者研究会報告書 2024」（2025 年 3 月 21 日公開）には、事例研究として「パラメータ・数値限定発明の進歩性の判断」が収録されている。これは審判実務関係者による検討の成果であって、報告書の存在だけをもって日本の進歩性審査の制度的な厳格化を裏付けるものではない。本資料では「日本でもパラメータ・数値限定発明の進歩性の判断上の論点が検討されている」との位置付けが適切である。なお、中国の原論文が挙げる「パラメータ限定と技術効果の関連性の証明」の重要性（2.3 節の無効審決第 561926 号・第 564483 号等）は、日本において効果の実証を欠く数値限定が否定的に評価されやすいという点で、大局的な方向性は共通する。

3.4 実施可能要件・サポート要件（36 条 4 項 1 号・6 項 1 号）

日本では、実施可能要件は「当業者が明細書の記載及び出願時の技術常識に基づき、過度の試行錯誤を要することなく発明を実施できる程度の記載」を要求する（知財高判平成 27 年 11 月 26 日ほか）。サポート要件の判断枠組みは偏光フィルム大合議判決（知財高判平成 17 年 11 月 11 日・平成 17 年（行ケ）10042 号）が確立しており、請求項の発明が「発明の詳細な説明の記載により当業者が課題を解決できると認識できる範囲」内にあることが求められる。

同判決はパラメータ発明について、数式で示される範囲と得られる効果との関係の技術的意味を、①具体例の開示がなくとも当業者に理解できる程度に記載するか、②技術常識を参酌して範囲内で所望の効果が得られると認識できる程度に具体例を開示することを要すると判示した。数値範囲については、請求範囲の全体にわたり課題を解決できると認識できるかが

問題になる（知財高判令和元年 11 月 14 日）。この点、中国の最高裁判決（(2023)知行終第 37 号・同第 1083 号）が数値範囲と実施例の整合を厳しく評価したのと大局的には同じ方向であるが、中国では上限・下限の明記を原則とする推奨が紛争予防上強調されるのに対し、日本では片側限定の数値範囲も要件事実上排除されるものではない。

3.5 出願後の実験データ（補足実験データ・実験成績証明書）

【中国】出願後の補足実験データも審査の対象となる。2017 年の審査指南改正で導入され、CNIPA 公告第 391 号（2020 年 12 月 11 日公布、2021 年 1 月 15 日施行）により、審査原則と薬品特許の具体例が明確化された。その原則（審査指南第 2 部分第 10 章 3.5 節）では、補交した実験データにより証明される技術的効果は、当業者が特許出願の公開内容から得られるものでなければならない。すなわち、当初明細書に明記された効果のみに限定されるわけではないが、当初書類に内在する開示不十分等の欠陥を事後的に補うことはできない。

最高人民法院(2019)最高法知行終 33 号（2020 年 10 月 26 日判決）は、①当初出願書類に明示又は黙示的に開示された待証事実を裏付けるデータ（積極条件）と、②当初書類の内在的な開示欠陥を克服するためのデータ（消極条件として不許容）を区別しており、補足データの「受入れ可能性」と、受け入れたデータが主張する効果を実際に証明できるかとは別に検討される。さらに同判決は、実験の実施者が出願人と雇用等の利害関係にあることをもって不採用の絶対的理由とすることを否定している。したがって、「一方的に作成された実験成績証明書は採用されにくい」という表現は、証拠の信頼性（評価方法・比較条件の客観性）、立証対象と当初開示との関係、手続の段階（無効審決の行政訴訟含む）の問題に分解して記述するのが正確である。原論文が紹介する(2023)最高裁知行終第 1083 号における追加実験成績証明書の不採用も、当事者による一方的作成という事実のみではなく、官能評価の主観性・評価者の相違・対照実験の不備等の複合的な理由によると理解すべきである。

【日本】実験成績証明書による意見書の裏付けは審査基準上認められるが（第 II 部第 1 章第 1 節ほか）、実務上は拒絶理由の解消が困難な場合も多く、当初明細書の記載が本質的に重要である点は共通的である。

4. 日中比較一覧（要件別）

＜凡例＞「規定」は審査基準・審査指南・法制度上のルール、「事例」は個別事件の判断例、「推奨」は原論文の著者による予防的提案を示す。

要件	中国（審査指南・最高裁資料・原論文）	日本（審査基準・判例）
明瞭性／明確性	規定：パラメータは「明確かつ確実に特定できるもの」（第 2 部分第 2 章 3.2.2 節）。原論文：定義が複数ある慣用パラメータは定義の明記が必要。GB 規格測定でも不明瞭とした審決（第 564757 号）があるが、著者はその理由付けに疑問を呈し、逆の判断の審決（第 584505 号）との差異を指摘。	規定：審査基準第 II 部第 2 章第 3 節 2.。物性値・数式の定義、測定方法・条件の理解可能性を要求。測定方法の未特定は侵害判断でも不利となり得る（東京地判平成 15.6.17）。
新規性	規定：パラメータで引例の製品と区別できなければ同一と推定して新規性なし（第 2 部分第 3 章 3.2.5 節）。原論文によると、	規定：審査基準第 III 部第 2 章第 4 節 2.2.2。対比困難な場合、「一応の合理的な疑い」を根拠付けて拒絶理由に通知。出

	比較不可能な理由の提示を求め、実現手段が開示されれば反論が困難（第 584361 号）。	願人は技術的説明・比較実験により反論可能。パラメータ記載の不存在だけで新規性が決まる訳ではない。
進歩性	規定：三歩法（①最も近い従来技術、②相違特徴と実際の技術課題、③自明性）。原論文：パラメータ限定と技術効果の関連性の証明が核心で、効果不明なら課題は「類似の製品の提供」（第 561926 号、第 564483 号ほか）。	規定：相違点・課題・効果の総合評価。相違が数値限定のみで課題共通なら数値範囲内外の効果の量的な顕著差（臨界的意義）。課題相違・効果異質なら不要（第 III 部第 2 章第 4 節 6.2）。審判実務者研究会報告書 2024 で論点検討（2025.3.21 公開）。
実施可能要件	規定：最高裁司法解釈（2020 年）で、手段の実施不能、課題解決不能、過度の試行錯誤を列挙。原論文：相関する複数パラメータを同時に達成する制御方法の不明は違反（第 567371 号）。具体的工程の省略が許される例もある（第 50123 号）。	規定：36 条 4 項 1 号。過度の試行錯誤なく作り・使える程度の記載（知財高判平成 27.11.26 ほか）。パラメータを所望値とする手段の具体的記載が実務上の要点。
サポート要件	規定・判示：請求範囲に課題解決不能な内容があり排除に過度の試行錯誤を要すれば不充足（(2023)最高裁知行終第 37 号・同 1083 号）。推奨（原論文）：数値範囲の上下限の明記が紛争予防上最善。明記しない場合も、実施例から容易に特定できる合理的技術理由を示す余地あり。	規定・判示：偏光フィルム大合議（平成 17.11.11）で、範囲と効果の関係の技術的意味の記載又は十分な具体例を要求。数値範囲の全体にわたる課題解決の認識可能性（知財高判令和元.11.14）。片側限定が直ちに排除されるものではない。
出願後の実験データ	規定：補足実験データは審査対象（2017 年導入、公告第 391 号・2021 年施行で明確化）。証明する効果は当初出願の公開内容から得られるものに限られる。判示：(2019)最高法知行終 33 号は、明示・黙示に開示の待証事実を裏付けるデータと内在欠陥の補完を区別。利害関係は不採用の絶対的理由にあらず。	規定：実験成績証明書による裏付けは可能。実務上は解消困難な場合が多く、当初明細書の記載が本質的に重要。
無効手続での補正・訂正	規定：無効手続の変更は請求項の補正に限られ、原則として、登録時の請求項に含まれていない技術的特徴を追加できない。方法は、請求項の削除、技術的方案の削除、他の請求項に記載された特徴による更なる限定、明白な誤りの訂正に限られる。原論文の評価：サポート要件違反で完全無効となるリスクは他国より高いと指摘（国際統計で確認された事実ではない）。	規定：訂正審判・無効審判での訂正請求により、特許請求の範囲の縮減等が可能（ただし目的外訂正の禁止等の要件あり）。明細書だけでなく、限定候補として機能し得る従属請求項の階層的記載が日中双方で意味を持つ。

5. 実務上の示唆（明細書作成の配慮事項）

審査基準・審査指南上の要件（【要件】）、個別事例から導かれる有効な設計（【事例】）、原論文の著者または本資料の推奨（【推奨】）を区別して示す。

- 【要件】パラメータの定義、測定方法・測定条件を具体的かつ一義的に記載する（規格測定の場合も、サンプリング・温湿度等の記載が自明かを検証する）。
- 【要件】数値範囲は、明細書の記載及び出願時の技術常識から、請求範囲全体について課題解決を認識できる範囲に設定する。片側のみの限定や、実施例を超えて一般化する場合は、その技術的合理性を記載する。【推奨】紛争時の限定に備え、裏付けのある狭い数値範囲（実施形態の最小値・最大値等）を従属請求項として階層的に準備する。

- 【要件】パラメータを所望の値とする技術的手段（成分・工程・条件）を具体的数値範囲で開示する。相関する複数パラメータがある場合は、相互の影響を考慮しつつ請求項の条件を同時に満たすものを再現できる調整方法を記載する。
- 【事例】特定の中国審決を踏まえた有効な実験設計として、組成・構造は範囲内だが加工工程等の違いでパラメータ範囲外（効果不発現）の比較例、およびその逆の比較例を設定し、パラメータ限定の限定作用や組成との組合せ効果を立証する方法が有効な場合がある（すべての発明で必須ではない）。
- 【要件・推奨】実施例だけで範囲全体を示せない場合は、技術的に合理的な理論又はメカニズムを理解できる程度に記載する。メカニズムが不明瞭な発明ほど、実施例・比較例（最も近い先行技術の追試を含めることが望ましい）の充実が重要になる。
- 【要件】実施例の効果を検証する評価方法・条件を具体的かつ一義的に記載し、実施例間で矛盾しないようにする。
- 【事例・推奨】発明が達成しようとする結果・効果だけを記載し、その実現手段や請求範囲全体の裏付けが不足する請求項は避ける。性能パラメータを用いる場合は、その定義・測定方法、実現手段及び請求範囲全体にわたる技術的裏付けを明確にする。なお、中国の一部審決（無効審決第 586177 号）を踏まえ、原論文の著者は、発明全体の効果を表す性能パラメータの構成要件化に慎重な対応を推奨している（性能パラメータの使用自体を一般に否定する趣旨ではない）。

6. まとめ

日中のパラメータ発明実務では、パラメータの定義・測定方法、所望の値を実現する技術的手段、及び請求範囲全体にわたる技術的裏付けを明確にすることが重要である。原論文で紹介された中国の審決・判決は、これらの記載や説明が不足した場合のリスクを示している。ただし、個別事例に基づく実務的推奨を、すべてのパラメータ発明に適用される一律の要件として理解すべきではない。日中では補足実験データの扱いや無効手続における補正・訂正の制約等に違いがあるため、共通する明細書作成上の配慮に加え、各国の制度に応じた請求項及び証拠の準備が必要となる。

参考資料

(1) 公式資料により確認した法的ルール

・CNIPA 公告第 391 号「专利审查指南（中国特許審査指南）」の改正決定（2020.12.11 公布、2021.1.15 施行）第 2 部分第 10 章 3.5 節（補足実験データの審査原則・薬品特許の例）

・最高人民法院(2019)最高法知行終 33 号 行政判決（2020.10.26）（補足実験データの受入れ：積極条件・消極条件、利害関係の取扱い）

・最高人民法院「特許権の権利化又は権利確認に関する行政訴訟の審理における法律適用の若干の問題に関する規定（一）」（2020.9.12 施行）第 5 条（実施可能要件不充足の状況）

・中国審査指南（2023 年版公開 PDF）第 2 部分第 2 章 3.2.2 節（パラメータによる限定の明確性）、同第 3 章 3.2.5 節・第 10 章 4.3 節・5.3 節（パラメータの明確性・化学分野の新規性）、第 4 部第 3 章（無効手続における変更の原則）

・特許・実用新案審査基準（特許庁）第 II 部第 1 章第 1 節（実施可能要件）、第 II 部第 2 章第 2 節・第 3 節（サポート・明確性要件）、第 III 部第 2 章第 4 節 2.2.2（機能、特性等による記載のため引用発明との厳密な対比が困難な場合）、同 4 節 6.2（数値限定の進歩性・臨界的意義）

(2) 裁判例・研究会資料

・偏光フィルム大合議判決：知財高裁平成 17 年 11 月 11 日（平成 17 年（行ケ）第 10042 号）

・知財高裁平成 27 年 11 月 26 日、同令和元年 11 月 14 日 サポート・実施可能要件関連判決

・特許庁「審判実務者研究会報告書 2024」（2025.3.21 公開）事例研究 1・テーマ 2「パラメータ・数値限定発明の進歩性の判断」

・東京地裁平成 15 年 6 月 17 日（マルチトール含蜜結晶事件）

(3) 原論文に基づく事例紹介（朱丹・王銘浩）

基礎資料：朱丹・王銘浩「中国審査実務におけるパラメータ発明に関わる拒絶理由への対応策」。中国の個別審決・判決（無効審決第 53229 号・第 564757 号・第 560904 号・第 584361 号・第 561926 号・第 564483 号・第 587759 号・第 563221 号・第 567371 号・第 50123 号・第 585002 号・第 586177 号、(2023)最高裁知行終第 37 号・同第 1083 号）の事実関係及び著者の対応策は原文の記載に基づく。各事件の原文及びその後の行政訴訟の帰趨は確認していない。商用データベースによる統計数値も原文の集計に基づく。

・井上嗣朗・株木健治「日本と海外における特殊パラメータ発明」知財管理 Vol.68 No.6（2018 年）